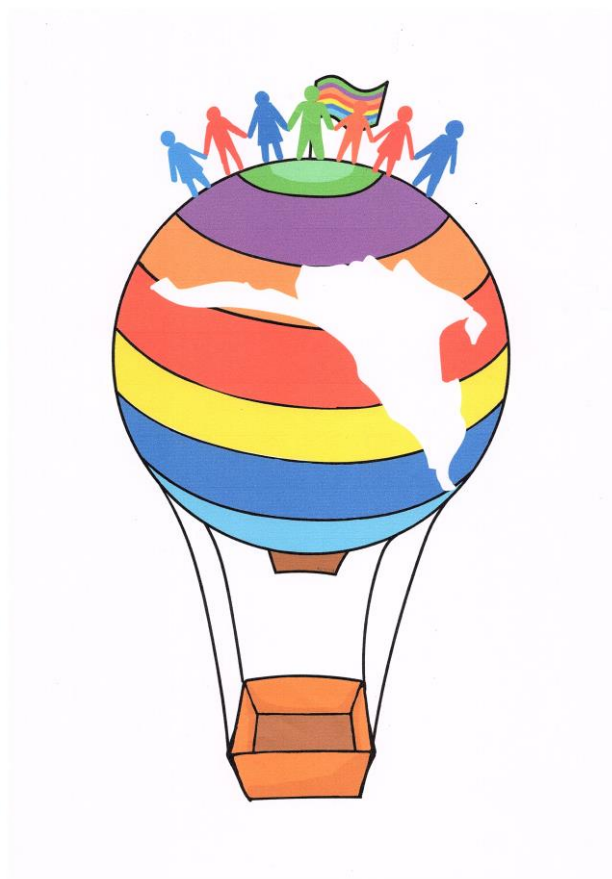


町田市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



町田市

目 次

1	町田市パートナーシップ宣誓制度とは	3
2	宣誓することができる方	3
3	必要書類	4
4	手続きの流れ	5
5	交付する証明書類	6
6	宣誓証明書の再交付・変更・返還	7
7	宣誓証明書の取消し	8
8	宣誓証明書の利活用	8
9	近隣自治体等との連携	8
10	Q & A	9
11	相談窓口	11



1 町田市パートナーシップ宣誓制度とは

同性の二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、町田市が証明するものです。具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとする双方（二人）が、市の窓口にて宣誓書及び必要書類等を提出し、市はこの宣誓に対してパートナーシップ宣誓証明書を発行します。

2 宣誓することができる方

以下の要件すべてに該当する方が、本制度に基づいて宣誓することができます。

- ① 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その本国の行政機関が発行する性別を証する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類）上の性別が同一である2人の者であること。
- ② 双方が民法上の成年（満18歳）であること。
- ③ 少なくともいずれか一方が町田市内に住所を持っている（または少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に町田市内への転入を予定している）こと。
- ④ 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑤ パートナーシップの相手方が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。



3 必要書類

宣誓する際は、以下の書類の提出（①～③）及び提示（④，⑤）が必要になります。

① 町田市パートナーシップ宣誓書

定められた様式に必要事項を記入していただきます。

② 住民票の写し（原本）（転入予定者の場合にあっては、現住所の住民票（原本）と町田市に転入予定であることが確認できる書類）

③ 戸籍個人事項証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、その本国の行政機関が発行する性別及び現に婚姻していないことを証する書類とそれらの翻訳文）

④ 本人確認書類（個人番号カード・運転免許証・一般旅券等で、顔写真が確認できるもの）

⑤ その他、市長が必要と認める書類

例：通称名を使用して宣誓する場合は、当該通称名を日常的に使用していることがわかる書類（社員証、郵送物の宛名など）

本人確認書類

① 1点の提示により確認するもの（例）	② 2点の提示により確認するもの（例）
◇ 個人番号カード ◇ 運転免許証 ◇ 一般旅券 ◇ 行政機関が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの ※有効期限があるものについては有効期限内のものに限ります。	◇ 各種健康保険の被保険者証 ◇ 各種年金手帳 ◇ 各種年金証書 ※有効期限があるものについては有効期限内のものに限ります。

4 手続きの流れ

宣：宣誓しようとする方 市：町田市（職員）

宣誓前

宣：対象者の要件を確認し、必要書類を用意してください。
宣誓の希望日時をお考えの上、男女平等推進センターにご連絡ください。

市：ご希望を伺い、調整の上、宣誓書の提出日を決定します。

宣誓日当日

宣：宣誓書の提出日に、必要書類をお持ちの上、宣誓者となる
お二人で男女平等推進センターへお越しください。

市：宣誓時に本人確認を行います。

市：ご提出いただいた宣誓書及び必要書類を確認し、宣誓日から
1週間程度で宣誓証明書を交付します。（切手貼付の返信用
封筒をご用意いただき郵送することも可能です。）

交付

一方又は双方が町田市に
在住している場合

有効期限のない宣誓証明書を
交付します。

双方が町田市外在住で、一方又は双方が
3か月以内に町田市へ転入予定の場合

3か月の有効期限付きの宣誓証明書を交
付します。

宣誓日から3か月以内に町田市へ転入
し、有効期限内に変更届をご提出くださ
い。変更届を確認後、有効期限のない宣
誓証明書を交付します。

5 交付する証明書類

- ・町田市パートナーシップ宣誓証明書（A4型 1部）
- ・町田市パートナーシップ宣誓証明書（カード型 2部）

第2号様式（第6条関係）

（表面）



パートナーシップ宣誓証明書

氏名 _____ 氏名 _____

生年月日 _____ 生年月日 _____

町田市性の多様性の尊重に関する条例第10条第2項の規定により、 _____ 年
月 _____ 日付けで二人がパートナーシップにあることの宣誓をしたことを証します。

年 _____ 月 _____ 日

町田市長 _____ 印

有効期限（期限がある場合のみ記入）
年 _____ 月 _____ 日

（裏面）

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、パートナーシップを結んだお二人が、双方が互いのパートナーであることの宣誓をされたことを町田市性の多様性の尊重に関する条例第10条第2項の規定により、町田市が証明するものです。

この証明書の提示を受けられた方は、町田市パートナーシップ宣誓制度へのご理解とご協力をお願いいたします。また、このカードに記載されている情報については、ご本人の意思を十分に確認した上で取り扱い、ご本人の同意なく第三者に公表（アウティング）しないようご注意ください。

【氏名・本名】

氏名（通称）		
本名※		

※本名とは、戸籍に記載された氏名（外国人にあつては、その本国の行政機関が発行する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類に記載された氏名）をいいます。本欄は、表面の氏名欄に通称を記載している場合にのみ記載しています。

第2号様式（第6条関係）

（表面）



パートナーシップ宣誓証明書

氏名 _____ 氏名 _____

生年月日 _____ 生年月日 _____

町田市性の多様性の尊重に関する条例第10条第2項の規定により、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け
で二人がパートナーシップにあることの宣誓をしたことを証します。

年 _____ 月 _____ 日

町田市長 _____ 印

有効期限（期限がある場合のみ記入）
年 _____ 月 _____ 日

（裏面）

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、パートナーシップを結んだお二人が、双方が互いのパートナーであることの宣誓をされたことを町田市性の多様性の尊重に関する条例第10条第2項の規定により、町田市が証明するものです。

この証明書の提示を受けられた方は、町田市パートナーシップ宣誓制度へのご理解とご協力をお願いいたします。また、このカードに記載されている情報については、ご本人の意思を十分に確認した上で取り扱い、ご本人の同意なく第三者に公表（アウティング）しないようご注意ください。

【氏名・本名】

氏名（通称）		
本名※		

※本名とは、戸籍に記載された氏名（外国人にあつては、その本国の行政機関が発行する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類に記載された氏名）をいいます。本欄は、表面の氏名欄に通称を記載している場合にのみ記載しています。

6 宣誓証明書の再交付・変更・返還

変更の届出

氏名、本名、住所、電話番号に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届をご提出ください。氏名、本名を変更する場合は、お持ちのパートナーシップ宣誓書及び宣誓者双方のパートナーシップ宣誓書（カード）と引き換えに変更内容を反映させたパートナーシップ宣誓書及び宣誓者双方のパートナーシップ宣誓書（カード）をお渡しいたします。

必要書類

- ☐ 本人確認書類
- ☐ パートナーシップ宣誓書及び宣誓者双方のパートナーシップ宣誓書（カード）
（氏名、本名を変更する場合）
- ☐ 変更した事実が分かる書類

宣誓書の再交付

紛失、毀損、汚損等があった場合は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書をご提出ください。紛失以外の場合には、お持ちのパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップ宣誓書（カード）と引き換えに再交付いたします。

必要書類

- ☐ 本人確認書類
- ☐ 毀損、汚損したパートナーシップ宣誓書及び宣誓者双方のパートナーシップ宣誓書（カード）（紛失していない場合）

宣誓証明書の返還

パートナーシップが解消された場合や宣誓要件を満たさなくなった場合は、パートナーシップ宣誓証明書返還届をご提出いただき、パートナーシップ宣誓書及び宣誓者双方のパートナーシップ宣誓書（カード）を返還してください。

必要書類

- ☐ 本人確認書類
- ☐ パートナーシップ宣誓書及び宣誓者双方のパートナーシップ宣誓書（カード）

7 宣誓証明書の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、宣誓証明書に係る証明を取り消し、又は撤回します。

- (1) 偽りその他不正の手段により、宣誓証明書の交付又は再交付を受けたとき。
- (2) 宣誓証明書等を不正に使用したとき。

8 宣誓証明書の利活用

- ◆ 宣誓証明書はA 4 型の保管用とカード型の携帯用をお渡しします。カード型の証明書は、お二人それぞれお持ちいただくことができます。
- ◆ 宣誓証明書の裏面には、証明書提示の際に活用いただけるよう“この証明書の提示を受けられた方へ”を掲載しています。なお、氏名に通称名を使用している場合、裏面に本名が記載されますので、提示の際にはご注意ください。
- ◆ 宣誓証明書は、市営住宅（家族世帯）の申込み等において活用できます。今後は、公共サービスだけでなく民間サービスも含め活用を広げていけるよう取り組んでいきます。

9 近隣自治体等との連携

東京都と連携協定等を締結しています。町田市のパートナーシップ宣誓証明書は、都の制度との相互活用が可能です。

また、パートナーシップ制度導入済みの都内市区町村、隣接自治体との証明書の相互活用等に関して調整を図ります。

10 Q & A

Q 1 宣誓証明書の発行による手数料はかかりますか。

A 1 手数料は無料です。ただし、必要書類（住民票の写し等）の取得にかかる費用は自己負担になります。

Q 2 郵送で宣誓書を提出することはできますか。

A 1 できません。宣誓したことを証明するものとなるため、2人で窓口に来ていただき、宣誓していただく必要があります。なお、証明書の郵送は可能です。

Q 3 宣誓場所はどこですか。

A 3 町田市男女平等推進センター（住所：原町田4-9-8）で宣誓できます。必ず、男女平等推進センターに連絡し、事前予約をお願いいたします。

（電話番号：042-723-2908

受付時間：9時00分から11時30分、13時00分から16時30分）

Q 4 事実婚の場合、宣誓することができますか。

A 4 婚姻関係を結べない同性パートナーが暮らしやすい環境づくりを目的としているため、事実婚は本制度の対象外です。

Q 5 外国人の場合、宣誓することができますか。

A 5 「宣誓することができる方」の要件を満たせば可能です。

国籍により提出していただく書類が異なる場合があるため、あらかじめ市にご相談ください。

Q 6 宣誓する際、プライバシーは守られますか。

A 6 宣誓は事前予約制とし、ご希望の場合には個室を用意いたします。

Q 7 通称名は誰でも使用できますか。

A 7 宣誓書等において、当該通称名を日常的に使用していることがわかる書類（社員証、郵送物の宛名など）があれば通称名が使用できます。通称名を使用する場合、宣誓証明書の裏面に本名を記載します。

Q 8 宣誓証明書は、申請当日に交付されますか。

A 8 ご提出いただいた書類を確認し、数日から1週間程度で交付します。

Q 9 有効期限付きの宣誓証明書とは何ですか。

A 9 宣誓者双方が町田市外在住で、一方又は双方が町田市へ転入するまでに交付する宣誓証明書です。宣誓日から3か月以内に町田市へ転入し、有効期限内に変更届をご提出いただくことで有効期限のない宣誓証明書を交付します。

詳しい手続き方法は5ページをご覧ください。

Q 10 婚姻制度との違いはなんですか。

A 10 本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではなく、二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、町田市が証明するものです。宣誓したことで、戸籍や住民票の内容は変わりません。

Q 11 宣誓証明書の返還の取扱いがありますか。

A 11 パートナーシップを解消したときや宣誓要件を満たさなくなったときなどは、宣誓証明書を返還していただきます。

詳しい手続き方法は7ページをご覧ください。

Q 12 宣誓証明の取消しの取扱いがありますか。

A 12 偽りその他不正の手段により、宣誓証明書の交付又は再交付を受けたときや宣誓証明書等を不正に使用したときは、宣誓証明は取消しとなります。取消しになったときは、宣誓証明書を返還していただきます。

詳しい手続き方法は8ページをご覧ください。

11 相談窓口

町田市

◆パートナーシップ宣誓制度に関するお問合せ

問合せ窓口	電話番号など	受付日時
男女平等推進センター	042-723-2908	月～金 8時30分～17時 (祝日、12/29～1/3を除く)

◆LGBTQに関する相談

問合せ窓口	電話番号など	受付日時
性自認及び性的指向に関する相談 (男女平等推進センター)	042-721-1162	毎月第2水 15時～20時 (祝日を除く)

◆人権に関する相談

問合せ窓口	電話番号など	受付日時
人権・身の上相談 (市民相談室)	042-724-2102 (電話予約制)	金 13時30分～16時15分 (祝日、12/29～1/3を除く) <予約受付> 月～金 8時30分～17時 (祝日、12/29～1/3を除く)

東京都

◆LGBTQに関する相談

問合せ窓口	電話番号など	受付日時
TokyoLGBT相談専門 電話相談	050-3647-1448	火、金 18時～22時 (祝日、12/29～1/3を除く)
TokyoLGBT相談専門 LINE相談	LINE公式 アカウント 「LGBT相談@東京」 	月、水、木 17時～22時 (祝日、12/29～1/3を除く)
東京三弁護士会多摩支部 レインボー相談 セクシュアル・マイノリティのた めの法律相談	電話相談 042-512-8221 面接相談 042-548-1190	電話相談 毎月第1・3金 18時～21時 (祝日の場合は翌週金) 面接相談 月～金 9時30分～12時、13時～16時30分

◆人権に関する相談

問合せ窓口	電話番号など	受付日時
人権相談 (東京都人権プラザ)	03-6722-0124 03-6722-0125	月～金 9時30分～17時30分 (祝日、12/29～1/3を除く)

その他

◆人権に関する相談

問合せ窓口	電話番号など	受付日時
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂 サポートセンター)	0120-279-338 ガイダンスが流れたら「4」を押して ください。セクシャルマイノリティ専 門ラインにつながります。	24時間365日



町田市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き

2023年4月

発行／町田市

編集／町田市市民協働推進課男女平等推進センター

〒194-0013 町田市原町田 4 丁目 9 番 8 号

TEL 042-723-2908 FAX 042-723-2946